

今年度末に退職する一般組合員の年金関係手続

※短期組合員については、公立学校共済組合東京支部への年金関係手続は対象外です。

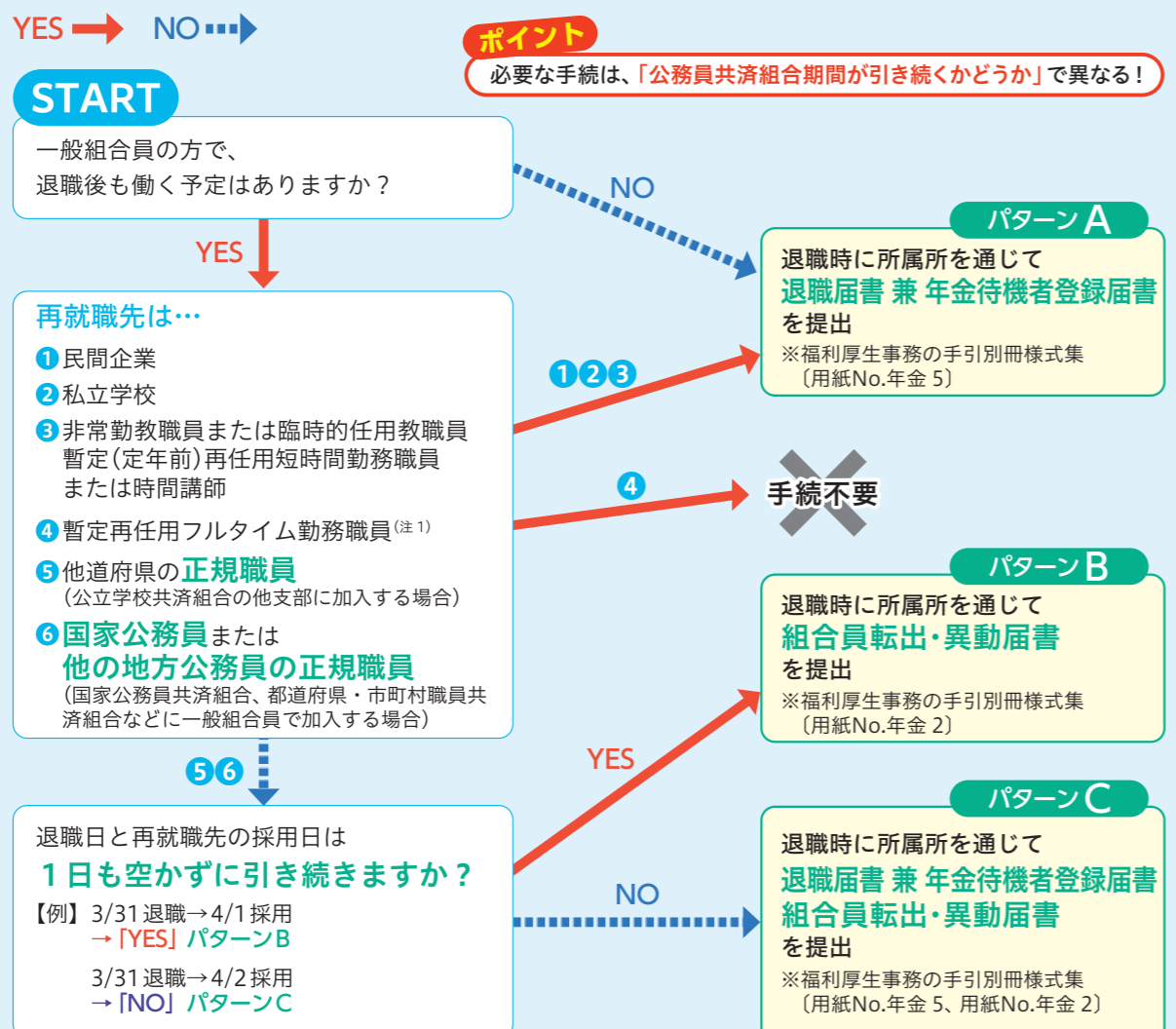
63歳以下で退職する組合員

今年度末の年齢が63歳以下（生年月日が昭和35年4月2日以降）で退職する一般組合員の方は、資格喪失手続の際に「**退職届書 兼 年金待機者登録届書**」「**組合員転出・異動届書**」の提出が必要です。

下記のフローチャートでご自分に必要な手続をご確認いただき、所属所を通じて提出してください。



退職時手続フローチャート



※パターンB、パターンCに該当する方は、新たな加入先の共済組合へ「**年金加入期間についての報告書**」を提出してください。
（注1）職員の定年引上げで該当とならない場合があります。

ねんきん 基礎知識



「組合員転出・異動届書」って何のために出すの？

公務員の年金は、すべての加入期間を合算して、最後に所属した共済組合で決定・支給します。そのため、公務員として他の共済組合で再就職した場合、前に所属した共済組合から後に所属した共済組合へ加入期間や給料記録等の情報を引き継ぐ必要があります。

「組合員転出・異動届書」は再就職後の共済組合を把握する大切な情報源となりますので、忘れずに提出をお願いします。

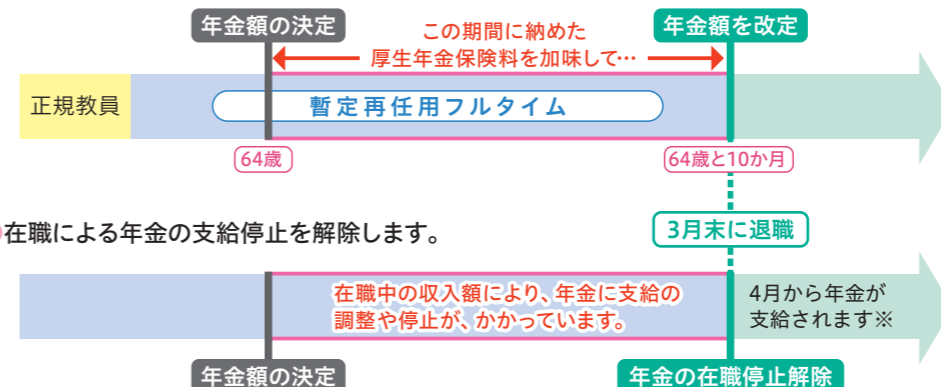
64歳以上で退職する組合員

今年度末の年齢が64歳以上（生年月日が昭和35年4月1日以前）で退職する方は、在職中に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生し、請求手続を取ることで年金が決定します。年金決定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の支給停止を解除するために公立学校共済組合東京支部から送付される**退職改定手続書類**の提出が必要です。

なお、65歳以上の方についても、令和4年度からは在職中であっても毎年10月に年金が改定（在職時改定）されていますが、在職時改定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の支給停止を解除するため**退職改定手続書類**の提出が必要です。

● どうして必要なのですか？

- 老齢厚生年金決定時（または65歳時）以降の組合員期間（その間に納めた厚生年金保険料）を年金額に加算します。



老齢厚生年金決定後の組合員期間は、すでに決定している年金額に加算されるの。そして「退職」時に、一度決定した年金の額を「改定」するから、退職改定というんだね。

※注意

- 3月末退職者の年金額の改定手続には、給与情報と退職の事実を確認する必要があるため、一定の期間を要します。改定後の年金の支給は8月以降を予定しています。
- 退職後にお勤めされて厚生年金保険に加入された方は、収入によっては在職停止となる場合があります。



支給開始までしばらくお待ちください

● 退職改定手続書類の送付について※

対象者	64歳以上で資格喪失される方	① 3月末に資格喪失する場合 令和6年2月下旬までに所属所宛てに退職改定手続書類を送付します。退職予定の方で、令和6年3月8日（金）を過ぎても退職改定手続書類が届かない場合はご連絡ください。
		② 3月末以外に資格喪失する場合 退職改定手続書類を送付しますのでご連絡ください。
提出先	公立学校共済組合東京支部	

※令和5年度から、手続が一部変更となります。

お知らせ

地方公務員等共済組合法施行規程の改正に伴い、**年金請求書等へ「個人番号(マイナンバー)」を記載することが必須**となりました。（本件の取扱い(提出方法等)の詳細については、請求書類送付時にご案内します。）

問合せ先 給付貸付課年金担当 | ☎ 03-5320-6828